

科目名	債権各論	科目分類	■専門科目群 □総合科目群	
			法律学科	□必修 ■選択
			国際観光学科	□必修 ■選択
英文表記	Civil Law (Contract & Tort)	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年	
		開講期間	■前期 □後期 □通年 □集中	
ふりがな	いしかわ しん	実務家教員担当科目	修得単位	4単位
担当者名	石川 信	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用	
授業のテーマ	主に「契約」と「不法行為」の法理を学ぶ			
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約と不法行為に関する基本的法律関係を知り、紛争解決力（法的思考力）を養う。 2. 民法全般（手続法、特別法を含む）を学修するための「基礎知識」を修得する。 3. 公務員試験ほかの各種法律系試験に合格する。 			
授業概要	債権各論では、主に債権発生原因としての「契約」と「不法行為」を学ぶ。（民法典は、事務管理と不当利得も規律しているが）。授業は、事前配付する教材資料に即して、契約と不法行為に関する基礎知識を簡潔に整理し、重要論点・判例を解説する。今般の民法（債権法）改正についても、旧法と比較解説する。			
授業計画				
第1回	序説1－ガイダンス、債権各論の意義と体系	第17回	売買契約2－売買総論、所有権移転の法理	
第2回	一般不法行為1－不法行為の意義、過失責任	第18回	売買契約3－売買の効力、手付の効力	
第3回	一般不法行為2－成立要件（過失）	第19回	売買契約4－契約責任と危険負担	
第4回	一般不法行為3－成立要件（因果関係ほか）	第20回	売買契約5－総合事例問題の検討	
第5回	一般不法行為4－不法行為損害賠償の法理	第21回	消費貸借契約－消費貸借概説、金銭貸借の法理	
第6回	一般不法行為5－侵害行為の差止、請求権の時効	第22回	賃貸借契約1－使用貸借、賃貸借総説	
第7回	特殊不法行為1－監督義務者責任、使用者責任	第23回	賃貸借契約2－不動産賃貸借権の保護法理	
第8回	特殊不法行為2－工作物責任、共同不法行為責任	第24回	賃貸借契約3－借地借家法の解説	
第9回	特殊不法行為3－総合事例問題の検討	第25回	賃貸借契約4－総合事例問題の検討	
第10回	契約総論1－契約の意義と種類、契約自由の原則	第26回	その他契約1－請負概説、請負の課題	
第11回	契約総論2－契約の成立、京都古都骨董品事件	第27回	その他契約2－委任概説、寄託概説	
第12回	契約総論3－契約の効力、定型約款	第28回	その他契約3－組合、和解、契約法総復習	
第13回	契約総論4－解除の意義と要件	第29回	事務管理－事務管理概説	
第14回	契約総論5－解除の効果（第三者関係、損害賠償）	第30回	不当利得－不当利得法概説、不法原因給付	
第15回	契約総論6－総合事例問題の検討	第31回	定期試験	
第16回	売買契約1－贈与と売買、贈与に関する判例			
授業時間外の学習	<ol style="list-style-type: none"> 1. ともかくも事前配付の教材を通読すること（繰り返し通読することを薦める） 2. 意欲する学生は「判例百選」「民法の争点」等で自学自習を深めること 			
履修条件 受講のルール	1年次に「民法入門」または「民法総則」を履修済みであること			
テキスト	手製の教材「民法2（契約法・不法行為法）」を配付する。			
参考文献・資料	藤岡康宏他『民法IV債権各論』（有斐閣）、石川＝藤村編著「演習ノート債権総論各論」（法学書院）			
成績評価の方法	<p>期末試験（50%）＋小テスト・レポート（40%）＋出席（10%）を総合評価する。期末試験は基礎知識問題＋事例論述問題を予定している。成績評価方法・出題形式を変更する場合は必ず事前に伝える。</p> <p>※出席回数が規定に満たない場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は、試験を受けることができません。</p>			
オフィスアワー	研究室に在室しているとき（月～金の毎日）は、いつでも質問・相談を受け付ける。			

成績評価の基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	
学生へのメッセージ	債権各論では、交通事故、売買や賃貸借など、日常生活に密接する具体的な財産取引交渉を学修する。市民一般の必修知識である。講師は“わかりやすい授業”を工夫するとして、学生は“市民を代表して”債権各論を学修すること。